

報道関係者各位

令和7年 11月 25日

入札参加停止措置について

業 者 名 (所在地)	有限会社 全水共京都 (京都府舞鶴市字下安久無番地)								
停 止 期 間	令和7年 11月 26日～令和8年 2月25日								
停止措置の理由	上記の者は、傷害保険契約の見積合わせで最安値となったことを受けて本市が行った契約申込みについて、自社の都合を理由に、契約の辞退届を提出された。								
措置要件	○舞鶴市入札参加停止に関する要綱 (入札参加停止等)								
	第3条 市長は、有資格者が別表第1又は別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、それぞれ当該措置要件の区分に応じて別表第1又は別表第2に定める期間、有資格者に対し入札参加停止を行うものとする。								
	別表第2(第3条、第5条関係)								
	贈賄、不正行為等に基づく停止基準								
	<table><tr><th>措 置</th><th>要 件</th><th>期間</th></tr><tr><td>9 代表役員等、一般役員等又は使用人が、別表第1又は1の項から8の項までに掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</td><td>(5) 市発注工事等に関し、入札において落札した場合又は随意契約で見積書を採用された場合において、正当な理由なく契約を締結しなかったとき。</td><td>3月</td></tr></table>		措 置	要 件	期間	9 代表役員等、一般役員等又は使用人が、 別表第1 又は1の項から8の項までに掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(5) 市発注工事等に関し、入札において落札した場合又は随意契約で見積書を採用された場合において、正当な理由なく契約を締結しなかったとき。	3月	
措 置	要 件	期間							
9 代表役員等、一般役員等又は使用人が、 別表第1 又は1の項から8の項までに掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(5) 市発注工事等に関し、入札において落札した場合又は随意契約で見積書を採用された場合において、正当な理由なく契約を締結しなかったとき。	3月							
	備考 「関係法令」とは、建築基準法(昭和25年法律第201号)、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、騒音規制法(昭和43年法律第98号)等をいう。								



SDGs未来都市

舞鶴市 契約課 (担当：工原)
〒625-8555 舞鶴市字北吸1044
TEL:0773-66-1065、FAX：0773-62-9894
E-mail:keiyaku@city.maizuru.lg.jp